

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社リ・コート  
法人番号 : 3120901016179  
業者の住所 : 大阪府大阪市淀川区西宮原2-5-46-118
- 2 指名停止の期間 : 令和6年8月20日～令和6年10月28日(10週間)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区
- 4 事実概要  
当該業者は、令和6年6月4日付けで建設業許可部局(大阪府)より、以下の監督処分を受けた。  
①指示処分  
主任技術者の配置に専任を要する枚方市内の民間発注工事において建設業法第26条第3項の規定に違反して工期の重複する高槻市内及び吹田市内の民間発注工事(大規模修繕工事)並びに吹田市内の民間発注工事(改修工事)に配置した主任技術者を、専任を要しない主任技術者として工事現場に配置した。  
また、上記の枚方市内の工事において、請け負った建設工事をさらに請け負わせたのにも関わらず、建設業法24条の8第2項の規定に違反して発注者から直接その工事を請け負った特定建設業者に対し、再下請負の通知を行わなかった。さらに同項の規定に違反して発注者から直接その工事を請け負った特定建設業者に対し、1次下請負人である当該建設業者が直接請け負わせてない3次請負人であった業者に直接請け負わせたとの内容の再下請負の通知を行った。  
②10日間の営業停止処分  
高槻市内、枚方市内の民間発注工事において建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む業者と下請契約を締結した。
- 5 指名停止の理由  
4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)